

改正

平成元年3月23日条例第12号

平成19年3月30日条例第4号

平成26年3月20日条例第6号

令和7年3月28日条例第6号

令和8年3月27日条例第6号

韮崎市行政財産使用料条例

(目的)

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定により徴収する行政財産の使用料に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用料)

第2条 行政財産の使用については、別表に定める額を年額として徴収する。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告物を表示し、又は掲出するために土地又は建物を使用する場合の使用料は、当該土地又は建物の価格、使用場所等を勘案して市長が定める額とする。
- 3 行政財産の利用者は、当該行政財産に係る使用料の全額を納入期日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第3条 使用料は、次の各号に掲げる場合においては、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用として使用する場合
- (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用する場合
- (3) 市職員の福利厚生施設として使用する場合
- (4) 前各号のほか、公共目的のために使用する場合

(既納の使用料)

第4条 既に納入した使用料は、還付しないものとする。ただし、使用の許可を受けた者の責に帰さない理由により使用の許可を取り消したときはこの限りでない。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、韮崎市公有財産管理規則（昭和40年9月韮崎市規則第4号）の定めるところによる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用させている行政財産の使用料に関してはなお従前の例による。

附 則（平成元年 3 月 23 日 条例第 12 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日 条例第 4 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日 条例第 6 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日 条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 27 日 条例第 6 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

行政財産の 種類	使用目的の区分	使用料の額（年額）	備考
土地	1 電柱その他これに類するものを設置する目的で使用する時。	電気通信事業法施行令（昭和 60 年政令第 75 号）の別表に掲げる額	1 使用面積に 1 平方メートル未満の端数があるとき又は使用面積が 1 平方メートル未満であるときはその端数面積又は全面積は 1 平方メートルとする。 2 使用の長さに 1 メートル未満の端数があるとき又は使用の全長が 1 メートル未満であるときはその端数の長さ又はその全長は 1 メートルとする。 3 使用期間に 1 年若しくは 1 月に満たない期間があるとき、又
	2 ガス管、水道管その他これに類するものを設置する目的で使用する時。	1 メートル当り 80 円	
	3 1 及び 2 の目的以外の目的で使用する時。	当該土地 1 平方メートル当りの価格に使用面積を乗じて得た額の 100 分の 4 相当額。ただし、消費	

		税法施行令（昭和63年政令第360号）第8条に該当する使用期間が1月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って使用する場合は、100分の4.32相当額	は使用期間が1年若しくは1月に満たないときはその端数の期間又はその全期間は月割若しくは日割計算により算定する。 4 使用料の額に10円未満の端数があるときは、切捨てる。
建物		当該建物1平方メートル当りの価格に使用面積を乗じて得た額の100分の10.8相当額	